**３歳未満養育特例の手続きについて**

令和２年４月１日

**１．「３歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出時期について**

子の養育を開始した前月の標準報酬と比較して、子が３歳に到達する日の翌日の前月までの間に標準報酬の額が下回ることが見込まれる者について、下記の時点で「３歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出する。（掛金免除の産休・育休中は養育特例の対象期間にならない）

「産前産後休業終了時改定」または「育児休業等終了時改定」の申出を行う者については、併せて**「３歳未満の子を養育する旨の申出書」**を提出。

　　　○女性の組合員で実子の場合：育休終了（育休を取得しない場合は産休終了）し職場復帰した時点

　　　○女性の組合員で養子の場合：養育開始時点、育休取得の場合は育休終了し職場復帰した時点

　　　○男性の組合員の場合：養育開始時点、育休取得の場合は育休終了して職場復帰した時点

○３歳未満の子を養育し、当該子を出生した月の前月または当該月前１年以内に組合員であった者が資格取得したとき

　　　○別居（単身赴任を含む）していた子と同居することとなったとき

※申出時点（所属所受付年月日）から２年間、遡及して適用が認められます。

**２．「３歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類について**

①　申出者との身分関係が確認できる書類：戸籍謄(抄)本、または戸籍記載事項証明書（申出者・子の続柄が確認できるもの)

ただし、共済組合で実子・養子を被扶養者として認定した場合、育休掛金免除・育休手当金を申請した場合など、親子関係が確認できている場合は省略可能。

②　養育開始日および同居が確認できる書類：住民票（申出者・子の記載があるもの）

　　　　　　ただし、他の手続きのために、住民票の提出がある場合は省略可能。

**３．「３歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出時期**

○他の子を養育することとなったとき（出生・養子縁組）

○当該子を養育しなくなったとき（死亡、養子縁組解消、別居（単身赴任を含む））

○産休・育休（掛金免除）を開始したとき（他の子の育休・産休取得、当該子の育休（再）取得）